

## 主 文

労働基準監督署長が、○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

### 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、C支店の営業部の事務職として業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関に受診し、「打撲、咬傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人によると、請求人は、同月○日、会社の食堂で行われた懇親会（以下「本件懇親会」という。）終了後、泥酔した同僚のE（以下「E」という。）を支えながら自宅まで送り届ける途中、同人より左肩から左上肢にかけて噛みつかれ、同人を支えきれなくなり、左膝を地面に打ちつけ負傷した（以下「本件災害」という。）という。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

#### 第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 前提事実

(略)

##### 2 判断の要件

(略)

##### 3 当審査会の事実認定及び判断

###### (1) 本件災害に至るまでの経緯（当審査会の事実認定）

ア 本件懇親会における飲酒により、Eは、極度の泥酔状態に陥り、奇声を発し、1人で歩くことができず、他人に危害を加える状態にあった。Eがお酒を飲んだときには極度の泥酔状態となる危険性があることをE本人も、その場にいたC支店営業部の管理責任者であるF支店長、直属の上司であるG課長も、本件災害発生前から、十分に知っていた。

イ 請求人が、本件懇親会終了後の午後〇時に、会社〇階の営業部に戻ったとき、Eは極度に泥酔して前後不覚の危険な状態にあり、F支店長の机の左側に立ってよろよろしながら、仕事をしていたF支店長とG課長に対し、〇分ほどにわたり、フロア中に響き渡る大きな声で「わー」、「ぎゃー」等の奇声を上げ、「飲みにいこうよ。」と絡んでおり、E1人で帰宅することは、全く不可能な状態にあり、どのような危険な事態が発生するかも分からない状況にあった。

ウ F支店長は、E、会社同僚のH、請求人の3人に対し、「早く出て行け。」と命じ、「Eを何とかしろ。」と指示したため、請求人とHは、残業の予定があったが、これを切り上げて、F支店長の指示に従って、極度に泥酔して危険な状態にあるEを自宅に送り届けることとして、営業部の部屋から連れ出して、帰路についた。

エ F支店長とG課長は、請求人とHが、残業の予定を切り上げて、Eを自宅に送り届けるために、3人で第一営業部を出て行く様子を見守っていた。

オ 請求人とHは、Eを抱えて介助しながら、会社最寄りのI線J駅まで歩い

て行き、Eを安全に自宅に送り届けるために、3人でI線の電車に乗車した後も、Eの上記危険な状態が継続したことにより、本件災害が発生し、請求人が本件傷病を被った。

#### (2) 業務遂行性について

本件懇親会は、決定書理由(略)に説示するとおり、会社の指揮命令下で実施されたものであるところ、Eは、本件懇親会における飲酒により、極度の泥酔状態に陥り、奇声を発し、他人の介助なしに歩行することが困難で、駅のホームから転落するおそれが十分に予見されるような危険な状態に陥っていたものと認められる。

そして、前記(1)に認定した事実によれば、請求人は、会社の上司であるF支店長から出て行くように命令され、Eの状態から考えて、1人で帰宅できる状態ではなかったため、F支店長の出で行けとの指示には、明示とはいえないとしても少なくとも、Eを自宅まで送り届けるようにとの黙示の指示があったと判断すべきであり、よって、業務命令により、同僚のHと一緒に、上記のような危険な状態にあるEを自宅まで送り届けるという行為(以下「本件送り届け行為」という。)を業務として遂行したものであるから、本件送り届け行為については、業務遂行性が認められる。

#### (3) 業務起因性について

請求人は、上司の業務命令により、本件送り届け行為をしている途中で、業務として参加した本件懇親会における飲酒により極度の泥酔状態に陥ったEから噛みつかれるなどの本件災害が発生し、その結果として請求人が本件傷病を被ったことに照らせば、本件傷病については、業務起因性が認められるものというべきである。

#### (4) 小 活

以上に検討したとおり、当審査会としては、請求人の本件傷病については、業務遂行性及び業務起因性が認められるものと判断する。

### 4 結 論

以上のとおり、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものと認められるため、これを否定した本件処分は相当ではないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。